

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会の形成を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現することが必要とされている。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市としても、石巻市一般廃棄物処理基本計画に基づき、一般廃棄物として収集する廃棄物のうち、資源化できるものについてはリサイクルに取り組んでいるところであるが、東日本大震災の影響により処理施設へ大量に搬入された廃棄物により一部の最終処分場が閉鎖を余儀なくされ、残る最終処分場も残容量が厳しい現状であり、施設の延命や負荷軽減を図ることが必要となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の分別収集と地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することにより、一般廃棄物の最終処分量の削減等を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの担うべき役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、一般廃棄物の減量や一般廃棄物最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の軽減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	11,798 t	11,668 t	11,538 t	11,408 t	11,278 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境教育、リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会などの機会を活用し、市民、事業者に対して、増え続けるごみ処理に要する経費等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、市報、チラシ、ホームページのほかSNS等での反復的PRを実施し、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制・買い物袋の持参の徹底

スーパーマーケット等の小売店での包装簡素化の推進と、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底などの普及啓発、指導を行う。

(3) リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

(4) 廃棄物の事業者責任を明確化させ、その上で減量とリサイクルへの協力要請を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

一般廃棄物最終処分場の残余容量、一般廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市内の再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		あき缶
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色びん
	茶色のガラス製容器	茶色びん
	その他のガラス製容器	青・緑・黒色等びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		雑紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	152t		155t		157t		156t		156t	
主としてアルミ製の容器	217t		220t		224t		223t		222t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	371t		377t		383t		381t		380t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	371t	0t	377t	0t	383t	0t	381t	0t	380t	0t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	452t		459t		466t		465t		463t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	452t	0t	459t	0t	466t	0t	465t	0t	463t	0t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	191t		195t		198t		197t		196t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	191t	0t	195t	0t	198t	0t	197t	0t	196t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	4t		4t		4t		4t		4t	
主として段ボール製の容器	783t		797t		809t		806t		803t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	106t		108t		109t		109t		108t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	106t	0t	108t	0t	109t	0t	109t	0t	108t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	373t		379t		385t		384t		382t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	373t	0t	379t	0t	385t	0t	384t	0t	382t	0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

各年度の人口は、石巻市一般廃棄物処理基本計画の計画対象区域内人口予測値を使用した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
136,755人 98.91%	135,247人 98.90%	133,739人 98.89%	132,231人 98.87%	130,722人 98.86%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	あき缶	委託業者による 定期回収	委託業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	無色びん	委託業者による定期 回収	委託業者
	茶色のガラス製容器	茶色びん		
	その他のガラス製容器	青・緑・黒色等びん		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による 定期回収	市又は直接資源化業者 へ引渡し
	段ボール	段ボール	委託業者による 定期回収	市又は直接資源化業者 へ引渡し
	その他の紙製容器包装	雑紙	委託業者による 定期回収	市又は直接資源化業者 へ引渡し
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期 回収	委託業者

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面、本市雄勝一般廃棄物処理場、河南資源回収センター、牡鹿クリーンセンターと委託業者の処理施設で中間処理することとする。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	あき缶	袋	パッカー車	委託業者処理施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	無色びん	コンテナ	平ボディー車	市中間処理施設又は委託業者処理施設
茶色のガラス製容器	茶色びん			
その他のガラス製容器	青・緑・黒色 等びん			
飲料用紙製容器	紙パック	紙紐で縛る	平ボディー車	市中間処理施設又は直接資源化業者へ引渡
段ボール	段ボール	紙紐で縛る	パッカー車又は 平ボディー車	市中間処理施設又は直接資源化業者へ引渡
その他の紙製容器包装	雑紙	袋又は 紙紐で縛る	平ボディー車	市中間処理施設又は直接資源化業者へ引渡
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	委託業者処理施設

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民、事業者、行政が協力し分別収集体制を整備する。
- (2) 各町内会、行政区等での集団資源回収促進のための指導を実施する。